

諮問庁：独立行政法人航空大学校

諮問日：平成29年6月9日（平成29年（独情）諮問第32号）

答申日：平成29年9月13日（平成29年度（独情）答申第26号）

事件名：特定日に行われた懲戒処分に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定日に行われた懲戒処分についての文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の1に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人航空大学校（以下「航空大学校」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年3月8日付け空大総第168号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）文書の特定

懲戒処分に関する文書を求めたのに対し、プレスリリース資料、決裁と懲戒委員会議事しか開示されていないが、これ以外にも文書があるものと思われるので、文書の特定について疑問がある。

（2）懲戒処分について（決裁）及び懲戒委員会議事

これらにつき全部不開示となったが事案の詳細が判りかねることなど、問題があり、疑問であり、開示される必要がある。

（3）審査請求の教示についての違法性

改正行政不服審査法が反映されておらず60日以内の審査請求（異議申立）ができる旨の違法な教示がなされている。

また、審査請求ができるのか、異議申立ができるのかについても、正確な教示がなされておらず、違法な教示がなされている。

（4）法人文書の開示の実施方法等申出書の不添付

処分庁の書類では、説明書上は、同封したことになっているが、当該

書面の同封がなく、実施方法等申出ができない状況に陥っている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 概要

航空大学校が行った法に基づく開示請求に対する決定に対し、航空大学校宛てに審査請求がなされたことから、情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行うもの。

2 経過

(1) 開示請求（平成29年2月10日）

航空大学校に対して、次の開示請求がなされた。

「特定日に行われた懲戒処分についての文書」

(2) 原処分（平成29年3月8日）

特定した文書のうち、「職員の懲戒処分について（プレスリリース資料）」（文書1）を除き、以下の理由により、不開示決定する。

理由：法5条1号の個人に関する情報及び法5条4号への事務又は事業に関する情報（人事管理）に該当するため不開示とした。

(3) 審査請求（平成29年3月12日）

原処分を取消すことを求める審査請求が行われる。

3 見解

(1) 文書の特定について

本件請求に該当する文書として、「職員の懲戒処分について（プレスリリース資料）」（文書1）、「職員の懲戒処分について（決裁）」（文書2）及び「懲戒委員会議事」（文書3）を特定したところであり、各文書には請求に該当する各情報が記録されていることから文書の特定に遺漏はない。

(2) 法5条1号の該当性及び全部を不開示にしたことについて

不開示決定とした文書には、被処分者及び被処分者以外の多数の関係者（以下、「被処分者等」という）に係る個人に関する情報であって、他の情報と照合することによって特定の個人が識別されるおそれがある情報（氏名（ふりがな）、生年月日、所属部署・職名・級及び号俸、非違行為時点における被処分者等の所属部課及び役職、非違行為時点における被処分者等が従事していた業務、被処分者等が役職及び業務に就いていた期間、非違行為の行われた年月日・曜日・時刻、被処分者が所属する部局と合同して業務を行っていた機関等の名称、被処分者等の個人的な事情、被処分者等の現職の着任時期）が記録されている。

また、これら特定の個人が識別されるおそれがある情報は対象文書の随所に記録されており、仮に部分開示とした場合、対象文書中の相当な部分は不開示とせざるを得ず、当該部分を除いた部分には、開示請求者にとって有意の情報が記録されているとは認められない。

(3) 法5条4号への該当性について

航空大学校が行う人事管理に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものであり、人事管理たる懲戒処分決定に関する経過等が明らかになる情報を公にすることは、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

4 諮問

以上のことから、航空大学校の判断は妥当であり、原処分を維持することが適当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月20日 審議
- ④ 同年8月7日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、文書1については開示し、文書2及び文書3については、その全部を法5条1号及び4号へに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであり、また、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定に係る判断について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

本件開示請求は、航空大学校が行った懲戒処分に係る文書の開示を求めるものであり、該当する文書は航空大学校の人事管理上のものであるため、原処分においては航空大学校において人事管理に係る業務を担当している総務課人事係にて書庫に鍵を掛けて保管している文書の中から、本件請求文書に該当すると判断される文書を全て特定し、開示決定等の対象としたものである。

諮問に当たって改めて確認を行ったが、本件の懲戒処分に係る各局面において作成、取得され、保管していた文書は本件対象文書として全て特定されており、また、本件請求文書の性格上、他の部局等に該当する文書が保管されていることはおよそ想定し難いことから、諮問庁としては、本件対象文書の特定は妥当であったと判断するものである。

- (2) 本件対象文書の作成、取得の経緯及びその内容等に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、航空大学校において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書2について

ア 法5条1号該当性について

- (ア) 本件対象文書を見分すると、文書2は特定日付けで行われた懲戒処分に係る決裁文書一式であり、懲戒処分を受けた個人の氏名等の記載とあいまって、文書全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、懲戒処分を受けた個人の氏名等については、航空大学校においてこれを公にはしていないとのことであるから、当該情報は法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、同号ただし書イには該当しない。加えて、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

- (イ) 法6条2項による部分開示の検討を行うと、懲戒処分を受けた個人の所属、氏名等に係る記載は特定の個人を識別できることとなる記述等の部分であることから同項による部分開示の余地はなく、その余の部分のうち、別紙の2②に掲げる部分及び2枚目以降については、これを公にすることにより懲戒処分を受けた個人の知人、航空大学校の関係者等一定の範囲の者には当該個人が誰であるかを推測することが可能となり、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

一方、文書2の1枚目のうち、別紙の2①及び②に掲げる部分を除く部分には、懲戒処分を受けた個人の特定又は推測を可能とするような情報は含まれていないことから、これを公にしても当該個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。また、当該部分に含まれる航空大学校の役職員の氏名は、それ自体が法5条1号

本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、いずれも航空大学校において職及び氏名を一体として公にしている役職員に係るものであるとのことであるから、同号ただし書イに該当し、同号の不開示情報には該当しない。

イ 法5条4号へ該当性について（上記アで法5条1号に該当すると判断した部分を除く。）

（ア）起案者の内線番号（別紙の2③に掲げる部分）について

当該部分は、起案を担当した職員の通常公にしていな連絡先であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され業務に支障を来すなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条4号へに該当し、不開示としたことは妥当である。

（イ）その余の部分について

その余の部分に記載された情報は、いずれも規程等から明らかなものや容易に類推が可能なものであって、下記（2）アにおいて諮問庁が説明するような事情も認められないことから、当該部分が法5条4号へに該当するとする諮問庁の説明は認められない。

ウ 以上のことから、別紙の2に掲げる部分は法5条1号及び4号へのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（2）文書3について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の法5条4号へ該当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

文書3は懲戒委員会の議事を記録した文書であり、人事管理たる懲戒処分の決定に関する経過等に係る具体的な情報である。

これを公にすることとなれば、今後懲戒処分の検討の対象となった者が、自らに不利な結論とならないよう対策を行う等により適切な行為認定等の実施が妨げられるおそれがあり、また、開示された場合の影響を考慮するあまり、委員が踏み込んだ発言や事案に係る検討をちゅうちょし、又は非違行為に関わる事実関係や当該行為に対する評価等についての的確に記録することが困難になって、懲戒権者が公正かつ妥当な処分を行うために必要な情報が十分に得られなくなるといった事態も想定され得る。

したがって、文書3については、法5条4号へに規定する、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると判断したものである。

イ 本件対象文書を見分すると、文書3は懲戒委員会における審議に係る具体的な情報が記載されたものであることが認められ、これを公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法5条4号へに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び4号へに該当するとして不開示とした決定については、航空大学校において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び4号へに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分は、同条1号及び4号へに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件対象文書

文書1 職員の懲戒処分について（プレスリリース資料）

文書2 職員の懲戒処分について（決裁）

文書3 懲戒委員会議事

2 本件対象文書のうち、開示すべき部分

文書2の1枚目のうち、以下の①ないし③に掲げる部分を除く部分

① 伺い文の1行目12文字目ないし18文字目に記載された、懲戒処分を受けた個人の所属及び氏名

② 伺い文が記載された部分のうち、以下に掲げる部分

・ 2行目11文字目ないし35文字目

・ 5行目10文字目ないし最終行

③ 起案者の内線番号

（注）①及び②に記載の行数は、伺い文の一番上の行を1行目として順次数えた場合の行数、文字数は、各行の一番左に記載された文字を1文字目として順次数えた文字数である。句読点及び記号は1文字として数えている。